

(様式1)

2 綾川教委第719号

令和3年2月15日

文部科学大臣 殿

綾川町長 前田 武俊

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、  
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

綾川町公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和元年度～令和3年度（3年間）

(担当)

綾川町教育委員会学校教育課

住所：香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地

電話：087-876-1180

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

綾南中学校の屋内運動場については、築後20年を経過しており、老朽化によりアリーナ床の剥離や外壁のひび割れ等が著しく、事故や建物の劣化に対応するため、床の張り替え及び外壁の補修を行い、安全な教育環境を整備する。

#### (2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

#### (3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

町内の学校施設のトイレの洋式化を順次実施する。また、各学校施設に多目的トイレを整備し、バリアフリー化を推進する。  
また、綾川町学校給食共同調理場においては、空調設備が整備されておらず、夏季における調理場の環境が非常に苛酷な状況となっている。衛生管理の行き届いた学校給食を安定的に提供するとともに学校給食に携わる職員の健康を確保するため、空調設備を整備する。

#### (5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

#### 4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

##### (1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		5 校
中学校		2 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		0 園
幼保連携型認定こども園		2 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	6 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	7 箇所
	学校武道場	2 箇所
	社会体育施設	5 箇所

##### (2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 <sup>※1</sup>	有	令和2年3月
国土強靱化地域計画 <sup>※2</sup>	有	令和2年6月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

#### 5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>庁内において目標の達成について十分に検討し、計画終了後に、策定した指標等に基づき、目標の達成度合いを評価し、評価結果等を本町のホームページ等で公表する。</p>
---

